

介護保険関係サービス事業所 御中

総社市保健福祉部長寿介護課

平成30年7月豪雨に伴う月額包括報酬の日割り請求について

このことについて、月額包括報酬の日割り請求の考え方について、下記のとおり整理しますので、御確認のうえ、請求等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、下記に示すものは、現時点での総社市の考え方を示すものであり、国、岡山県等からの通知により、変更となる場合があることを申し添えます。

記

1 休業のため計画した利用回数等のサービスが提供できなかった場合

被災等により休業し、利用者に対して適切な利用回数等のサービス提供ができなかった場合には、当該利用者については、月の総日数から休業期間(定期休業日を含む)を差し引いた日数分について請求する。

例) 休業期間 7/7(土)～7/11(水)(5日間)

7月	6	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土
休業期間									
サービス提供予定(日)	○				⊖		○		

(月の総日数) (休業期間) (日割として算定する日数)

$$31日 - 5日 = \underline{\underline{26日}}$$

2 休業期間があるが、休業等の影響を受けなかった場合

休業等の影響を受けず適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算を行わない。

例) 休業期間 7/7(土)～7/9(月)(3日間)

7月	6	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土
休業期間									
サービス提供予定(日)	○				○		○		

### 3 その他

事業所はサービス提供できる体制にあったが、利用者都合によりキャンセルとなった場合は、通常どおり月額請求ができる。

総社市 保健福祉部

長寿介護課 介護保険係

719-1192 総社市中央1-1-1

TEL 0866-92-8369 FAX 0866-92-8385

E-mail [choju@city.soja.okayama.jp](mailto:choju@city.soja.okayama.jp)